

山梨県保育協議会会則

(名称)

第1条 本会は、山梨県保育協議会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、甲府市北新一丁目2番12号社会福祉法人山梨県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)内に置く。

(目的等)

第3条 本会は、児童福祉の拡大を図り、保育所(園)等及び職員の資質の向上並びに保育内容の充実、発展に寄与することを目的とする。

2 前項の規定する目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保育事業に関する調査、研究に関すること。
- (2) 保育内容向上のための研修会、講習会、研究会の開催に関すること。
- (3) 社会福祉関係機関、団体との連絡、調整に関すること。
- (4) 会員及び保育関係者の福利増進に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

正会員 県社協の会員であり保育所(園)等の各ブロック保育組織の会員である保育所(園)等の施設長及び職員で本会の目的に賛同する者

準会員 正会員以外の職員、保護者及び児童

なお、保育所(園)等の会員の範囲については、別表1のとおりとする。

(役員の数及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。

会	長	1	名
副	会	長	若干名
理	事	若干名	
監	事	2	名
代	議	員	単位保育所(園)2名(施設長、職員代表)

2 役員の数及び任期は、2年とする。ただし、役員の数及び任期は妨げないものとする。

3 役員が欠けた場合における補欠の役員の数及び任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、正会員の中から理事会において選任(うち副会長1名は保育部会長とする。)し、総会の承認を得るものとする。ただし、会長及び副会長は、本会の理事を兼任するものとする。

2 理事は、別表2のブロックより推薦された代表1名及び保育部会副部長とする。また、会長が推薦した者。

3 監事は、正会員の中から総会において選任する。

4 代議員は、会員である保育所(園)から選出された代表2名(施設長、職員各1名)。理事は代議員を兼ねる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、本会の業務を執行する。

4 監事は、会務を監査する。

5 代議員は、総会に出席し、審議及び議決する。

(顧問及び相談役)

第8条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会務について会長の諮問に応じるとともに、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 相談役は、保育部会の会務について部会長の諮問に応じるとともに、部会長に対して意見を述べるができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び正副会長会議とする。

- 2 前項の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、毎年1回これを開き、会則の改廃、役員承認、事業計画、収支予算及び事業実施状況、収支決算承認、その他会長が附議した事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。
- 4 理事会は、必要に応じて開き、総会に附議すべき事項及び会長が附議した事項について審議する。
- 5 正副会長会議は、理事会に附議すべき事項及び緊急に処理すべき事項を決定し、理事会で報告する。

(部会及び委員会)

第10条 本会の事業を活発に推進するため、部会及び委員会を設けることができる。

- 2 部会及び委員会の委員は、役員及び正会員の中から選任する。
- 3 部会及び委員会にそれぞれ部会長及び委員長を置き、副会長又は理事をもってこれに充てる。
- 4 部会は、施設長部会、保育部会及び保護者部会とする。
- 5 委員会は、保育検討委員会、研修委員会、広報・調査委員会、及び保育専門委員会とする。
- 6 必要に応じ、特別委員会を設けることができる。

(事務局)

第11条 本会の会務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局職員は、県社協職員に委嘱するとともに、事務処理は県社協の諸規程を準用する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、負担金、補助金及び助成金等の他事業収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(特別会計)

第14条 本会は、特別会計を設けることができる。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成20年5月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる会則は廃止する。
 - (1) 山梨県保育所連合会会則(昭和33年5月10日施行)
 - (2) 山梨県保育士会会則(昭和46年4月1日施行)
- 3 平成22年5月22日 改正
- 4 平成26年5月10日 改正
- 5 平成27年5月23日 改正
- 6 令和3年5月22日 改正
- 7 令和6年5月18日 改正